

大阪市告示第1611号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和6年大阪市条例第39号）中附則ただし書に規定する改正規定は、令和6年12月1日から施行する。

令和6年11月25日

大阪市長 横山英幸